

霧島市条例第12号

令和元年7月9日

霧島市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

霧島市長 中重 真一

霧島市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

霧島市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年霧島市条例第45号）の一部を次のように改正する。

第10条第3項中「都道府県知事」の次に「又は地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市の長」を加える。

附 則

（経過措置）

この条例は、公布の日から施行し、改正後の霧島市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の規定は、平成31年4月1日から適用する。